

社会経済の潮流の整理

1. 人口
2. 社会基盤
3. 防災
4. 環境
5. 福祉・社会保障・子育て
6. 教育
7. 経済
8. 地域コミュニティ
9. 地域経営・行財政
10. 情報通信技術（ICT）

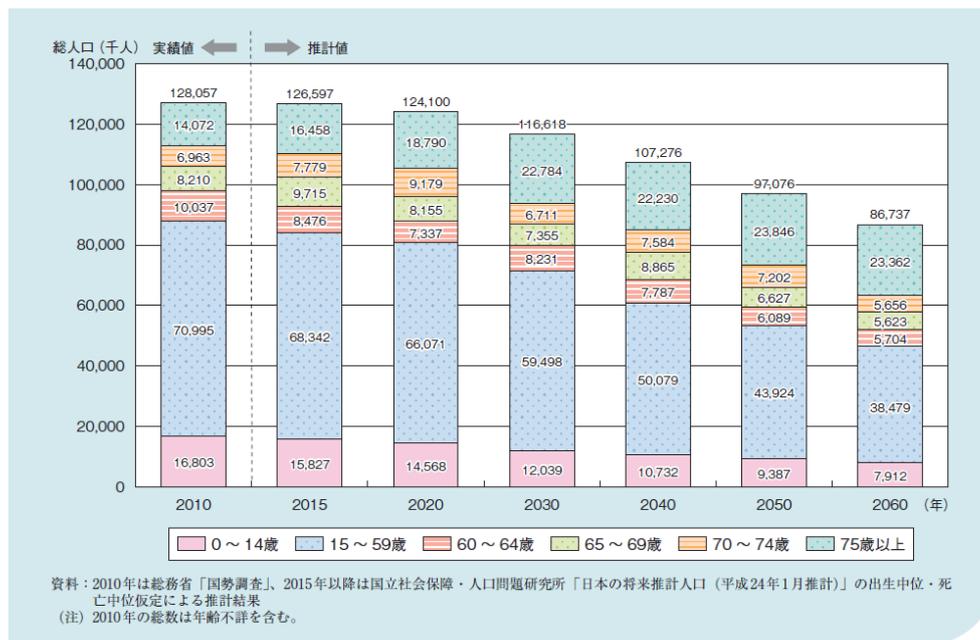
1. 人口

○人口動態と自治体への影響

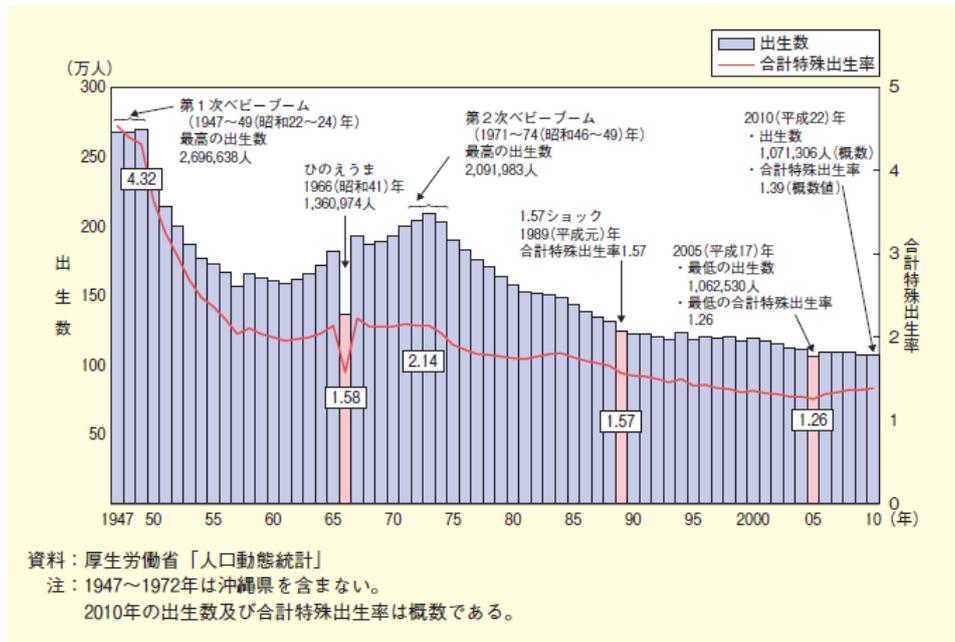
- ・我が国の人口は、平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じました。平成 32 年（2020 年）～37 年（2025 年）の間に全ての都道府県で人口減少が始まるとされており、この予測は年々早まっています。
- ・人口減少ばかりでなく、人口構造も大きく変化しています。出生数の減少と平均寿命の延伸による高齢者の増加により、世界でも類を見ない速さで少子高齢化が進行しています。未婚化、晩婚化などを背景に、出生数は減り続け、平成 22 年（2010 年）の出生数は 107 万 1,306 人、合計特殊出生率は 1.39 となっています。50 年後には、出生数は現在の半分となる 50 万人を下回ると見込まれています。一方、高齢者人口については、第一次ベビーブーム世代が参入をはじめる平成 24 年（2012 年）には 3,000 万人を上回り、第二次ベビーブーム世代が高齢者人口に入る平成 54 年（2042）年に 3,863 万人でピークを迎えると予想されています。平成 24 年（2012 年）の高齢化率は 24.1%で、4 人に 1 人が 65 歳以上となっていますが、その後高齢化は急速に進み、50 年後には、2.5 人に 1 人が 65 歳以上、4 人に 1 人が 75 歳以上になると見込まれています。
- ・これらの人口構造の変化に伴い、労働力人口は減少しながら高齢化していくことが予想され、社会の活力低下や経済成長へのマイナスの影響が懸念されます。自治体にとっては、税収入の減少が見込まれる一方、社会保障費の増加や高齢社会に対応した都市基盤の整備、介護サービス充実への対応、子育て支援等の出生数増加のための対策など、人口構造の変化に対応するための支出がますます増加すると考えられます。

【出典】内閣府「平成 23 年版子ども・子育て白書」

厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25(2013)年 3 月推計）」



図：年齢区分別将来人口推計（出典：厚生労働省「平成 25 年度版 高齢社会白書」



図：出生数及び合計特殊出生率の年次推移（出典：内閣府「平成23年版 子ども・子育て白書」）

2. 社会基盤

○社会構造の変化による都市構造の変更の必要性

・産業構造の変化や少子・高齢化、人口減少などの社会の変化は、都市やまちのあり方についても大きな変革を迫るものとなっています。経済成長期に作られた都心部の職能機能、郊外部の密集市街地化という職住分離は、バブル崩壊後、企業用地の放出等により住宅の都心回帰を引き起こし、都心におけるよりよい住環境の再整備へと転換されています。また高齢化の進展に伴い、これまでの自動車移動中心の都市構造は、買い物困難な高齢世帯や公共施設の利用が不便となっているなどの状況を生み出しており、それらの対応が求められています。これらの状況から、各自治体で公共交通の充実や公共施設の再配置等、集約型都市構造へのシフトが期待され各自治体で検討が行われていますが、なかなか進んでいないのが現状です。

○社会基盤の老朽化

・我が国の社会資本の急速な老朽化の進行が懸念されています。我が国の社会資本は、戦後の人口増加に合わせて急増し、そのストック量は、昭和25年（1950年）から平成13年（2001年）までの約50年間で約8兆円から約400兆円にまで膨れ上がりました。これらの社会資本は、建設後既に30～50年の期間を経過しており、平成42年（2030年）には建設後50年以上経過した社会資本が急増するとされています。このような中、各自治体では財政難のために社会資本の適切な維持・管理はほとんど行われていませんでした。社会資本の機能不全は、思わぬ事故や災害につながる危険があるため、このような中で、国では「社会資本整備重点計画」において「社会資本の戦略的な維持管理や更新の推進」を重点分野として取り組んでいます。各自治体でも施設の経営管理マネジメント（アセットマネジメント）の重要性が認識され、導入が進められています。また、国、地方政府ともに厳しい財政状況の中で必要な社会資本整備・更新を行うために、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間資金や

経営ノウハウ、技術を活用する民間資金等活動事業（PFI）手法が活用されています。

【出典】(財)経済調査会「建設マネジメント技術」2009年3月号「戦略的な維持管理の取り組みについて」
国土交通省「政策課題対応型都市計画運用指針」
国土交通省「平成23年度 国土交通白書」

	平成22年度	平成32年度	平成42年度
道路橋 ※約15万5千橋 (橋長15m以上)	約8%	約26%	約53%
排水機場、水門等 ※約1万施設	約23%	約37%	約60%
下水道管きよ ※総延長：約43万km(注)	約2%	約7%	約19%
港湾岸壁 ※約5千施設	約5%	約25%	約53%

(注) 岩手県、宮城県、福島県は調査対象外
資料) 国土交通省

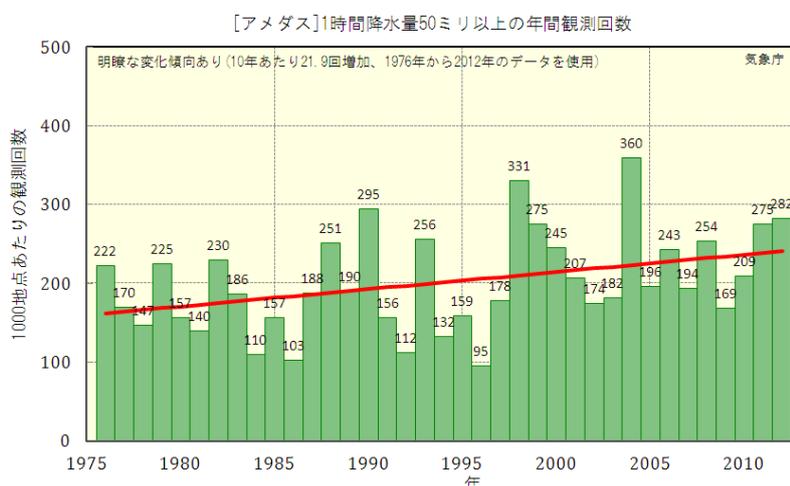
図：建設後50年以上経過したインフラの割合(出典：国土交通省「平成23年度 国土交通白書」)

3. 防災

○自然災害の多様化・甚大化

- 平成23年(2011年)の東日本大震災以降、余震は減少傾向ですが、本震から2年が経った現在でも続いており、その頻度は過去10年間に起こっていた余震の平均の4倍に当たるといわれています。東日本大震災における政府の対応の検討や大震災の教訓を総括するとともに、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震や火山災害等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備えるための議論が進められています。
- 我が国の国土は、約7割を山地・丘陵地が占め、地震や火山活動も活発で、台風や豪雨等にも見舞われやすくなっています。近年では、1時間に50ミリ、100ミリを超えるような局地的な大雨(ゲリラ豪雨、ゲリラ雷雨)の発生回数の増加に伴い、洪水、がけ崩れ、土石流などの被害も増加しています。特に都市部では内水氾濫への対応が求められています。

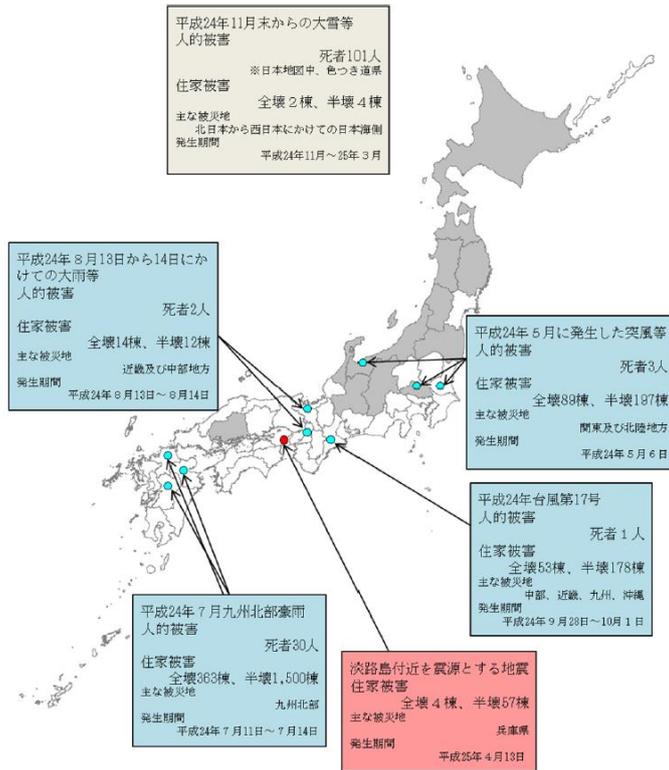
【出典】内閣府「平成25年版 防災白書」



図：1時間降水量50mm以上の発生回数(出典：気象庁)

第2章 平成24年以降に発生した主な災害

平成24年以降に発生した主な災害に関する災害の概要と国等の対応状況について記述した。



図：平成24年以降に発生した東日本大震災以外の主要な災害

(出典：内閣府平成25年版防災白書)

○東日本大震災の被害状況

- 平成23年(2011年)3月11日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0の観測史上国内最大規模のものであり、大規模な津波により甚大な被害をもたらしました(東日本大震災)。その被害は、平成24年(2012年)1月時点において、死者・行方不明者は約2万人、建物の全壊・半壊は約37万棟にのぼっています。津波による浸水面積は全国で561km²であり、ハザードマップ等の予測を大きく上回る浸水が発生しました。また関東地区の海沿いの地域では液状化被害が広がりました。

○ハードとソフトの防災対策

- 東日本大震災の経験とともに、首都直下型地震発生の切迫性が高まっていることや新たに海溝型地震および立川断層帯地震が想定されるなど、大型地震に対する懸念の高まりにより、防災対策の必要性、緊急性が再認識されています。ハード面の対策としては、防災、減災に配慮したインフラ・公共施設の耐震化や防災拠点化が進められています。また、震災によってインフラネットワークが絶たれたことによるエネルギー問題や情報途絶問題が顕在化したことで、震災時も最低限のインフラが継続的に利用できるよう、分散型エネルギーの導入や情報ネットワークの多重化等が進められています。
- ソフト面の対策としては、緊急時の対応マニュアルの作成や事業継続計画(BCP)などの仕組みの構築とともに、近所や地域コミュニティで助け合う「共助」、災害時要支援者対策などの重要性が認識されました。とりわけ自治会・町内会の重要性が再認識されるとともに、自治会の中に組織される自主防災組織の組織率向上、機能強化に向けた動きが各地で行われています。

【出典】内閣府「平成25年度版 防災白書」

東京都「平成24年4月首都直下地震等による東京の被害想定報告書」

○放射性物質の脅威

- ・東日本大震災による原子力発電所の事故によってもたらされた、飛散する放射性物質による被ばくや汚染への脅威は、国民生活に今なお不安と混乱を与えており、解消する見通しも立っていません。水道水や食品中の放射性物質の有無の検査等も行われているものの、依然として不安は残っており、特に乳幼児や妊婦・授乳婦への影響が懸念されています。また、農作物、水産物、観光業など産業面での風評被害が生じています。このような中、平成 25 年(2013 年) 6 月に原子力規制委員会規則が整備され、より厳しい安全規制が課されました。

4. 環境

○地球温暖化問題の深刻化

- ・自然環境破壊の問題は人類の存続を脅かす世界規模の問題であり、とりわけ地球環境問題は対応が緊急を要するものとして、世界全体で取り組まれています。平成 24 年(2012 年) 5 月の国際気候変動枠組条約に関するボン会合で、温暖化による地球の気温上昇は危険レベルとされる 3.5 度を超え、将来は干ばつや海面上昇の危険性が高まるという研究結果が発表されるなど、地球温暖化の深刻度が増しています。
- ・地球温暖化問題に対応するため、国際的には、平成 4 年(1992 年) 5 月に気候変動枠組条約、平成 9 年(1997 年) 12 月に京都議定書が採択(平成 17 年(2005 年) 2 月発効)されました。これらの協定は主に先進国間で行われてきましたが、最近のめまぐるしい発展途上国の経済成長を考えると、今後はそれらの国も含めた対応策を世界全体で考えていく必要があります。我が国においても、地球温暖化対策に向けた対策が求められていますが、平成 23 年(2011 年)の東日本大震災による原子力発電所の事故は、深刻なエネルギー問題を引き起こしており、原子力発電所の補完として火力発電が増加することを考えると、今後の達成はかなり厳しくなると懸念されています。

【出典】中央環境審議会「平成 24 年度版 環境基本計画」

○生物多様性の損失

- ・生物多様性は人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えるものとして不可欠です。現在あらゆる場所で生物多様性が失われていることから、我が国では、平成 20 年(2008 年) 6 月に生物多様性基本法が施行されました。この基本法では、生物多様性の国家戦略の策定等、国家が行うべきものとともに、都道府県および市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定されています。また平成 22 年(2010 年)には生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が名古屋で開催されるなど、国際的にも生物多様性の損失を食い止めるための取り組みが進められています。

【出典】環境省「平成 23 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

○資源循環型社会

- ・循環型社会の形成に向け、国をあげて廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)が進められてきました。平成 25 年(2013 年) 5 月に閣議決定され

た「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、これまで進展した「廃棄物の量」に着目した施策に加え、「循環の質」にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組の強化や、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進が新たな政策の柱として掲げられています。

【出典】「第三次循環型社会形成推進基本計画」(H25.5 閣議決定)

○エネルギー政策の見直し

- ・地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故へと発展しました。事故の発生により原子力発電への信用が揺らいでいることから、定期検査に入った原子力発電は運転が再開できない状況が続いており、平成 25 年（2013 年）8 月 7 日現在、全国の原子力発電 50 基のうち、稼働しているのは 2 基に留まっています。このような状況の中、エネルギーの多様な供給体制の構築が求められています。

5. 福祉・社会保障・子育て

○高齢化に伴う各種サービスの連携の必要性

- ・本格的な高齢社会を控え、介護・医療ニーズがますます増大することが見込まれている一方で、核家族化の進行、介護をする家族の高齢化、子どもの数の減少など、高齢者をめぐる家族の状況は大きく変化してきています。老後を自宅で過ごしたいと考えている高齢者が過半数を超える中で、高齢者が安心して生活するためには、介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、見守り支援や住居の保障など様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。また、予防を重視したサービスの提供、在宅医療・介護の他、施設利用の受益者負担の原則による不公平感の是正、地域の実情に合わせた地域密着型サービス、各種機関の連携や市町村による柔軟なサービスの提供などが求められています。

○社会保障費の財政圧迫

- ・人口減少や高齢化、景気低迷などの社会環境を受け、税収増が期待できない中であっても、年金、医療、介護などの社会保障給付費や少子化対策に係る歳出は年々増加しており、国・地方の財政を圧迫しています。平成 22 年度の社会保障給付費は、103 兆 4,879 億円と過去最高となっており、今後もその歳出は増加すると予想されています。社会保障の安定・強化と必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進めるべく、平成 24 年（2012 年）2 月には、「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、同年 8 月には、「社会保障制度改革推進法」、子ども・子育て関連 3 法など関連 8 法案が成立しました。社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議は、平成 25 年（2013 年）8 月に最終報告書を提出し、保険料の負担などの在り方について、これまでの「年齢別」から「負担能力別」に改める方針が明記され、所得が高い高齢者らに負担を求め、全ての世代が支え合う「全世代型」の社会保障に転換することが提言されています。
- ・市町村が運営主体である国民健康保険は小規模な市町村の場合、保険財政が不安定になりや

すく、保険料の水準についても地域間格差が生じています。そのため、平成 24 年（2012 年）4 月には、国民健康保険法が一部改正され、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化の推進等が進められています。

【出典】「社会保障・税一体改革大綱」(H24.2 閣議決定)
社会保障制度改革国民会議「社会保障制度改革国民会議 報告書」(H.25.8)

○予防に重点を置いた健康づくり

- ・高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要です。健診や保健指導、また高齢者の体力づくり支援など、病気や介護の予防対策の推進が行われています。

【出典】厚生労働省「平成 25 年度 高齢社会白書」

○子育て支援

- ・急速な少子化の進行、深刻な待機児童問題、子育て支援の制度・財源の縦割り等の課題に対応するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、子ども・子育て関連 3 法が、平成 24 年 8 月に制定されました。これにより、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実に向けた取り組みが進められています。子どもを産んでも女性が働き続けることができる労働環境の整備など、社会全体で子育てをバックアップしていく環境づくりが求められています。

【出典】内閣府ホームページ

6. 教育

○教育制度改革

- ・平成 18 年（2006 年）12 月、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代に求められる教育理念が明確になりました。この改正を受け、学校教育法などの教育三法の改正をはじめとする様々な教育改革や、我が国で初めての教育に関する総合的な計画となる「教育振興基本計画」が策定されました。平成 25 年（2013 年）6 月には、第 2 期教育振興基本計画が閣議決定され（平成 25 年度～平成 29 年度）、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成の 4 つの基本的方向性が示されました。

○学校問題の複雑化と教育政策

- ・学校を取り巻く問題は、ゆとり教育による学力低下、学力格差の拡大、インターネットの普及に伴ういじめの深刻化や不登校の問題、体罰問題など、深刻かつ複雑になっています。
- ・これらの教育をめぐる課題を背景として、平成 20 年（2008 年）に「新学習指導要領・生き

る力」が公示されました。ここでは、これからの教育において「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成との両方が必要である」とし、これまでのゆとり教育を転換し、教育内容の充実や授業数の増加など、教育再生に向けた取り組みが進められています。

- ・また、子どもたちが家庭の経済事情にかかわらず、必要な教育を受けることができるよう、社会全体で教育費を適切に負担していくとの考え方から、平成 22 年（2010 年）4 月より公立高校の授業料無償制が実施されるなど、家庭の教育費負担の軽減が進められています。
- ・次代を担う科学技術系人材を育成するための科学技術・理数教育充実や、平成 23 年（2011 年）度からは全国の小学校で外国語活動が新たに導入されるなど外国語教育の充実が図られています。
- ・近年、若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在などに見られるように、「学校から社会・職業への円滑な移行」が課題となっています。子どもたちが社会的・職業的自立に必要な態度や能力を身に付け、明確な目的意識を持って人生を切り拓（ひら）くことができるよう、学校教育におけるキャリア教育が重要となっています。

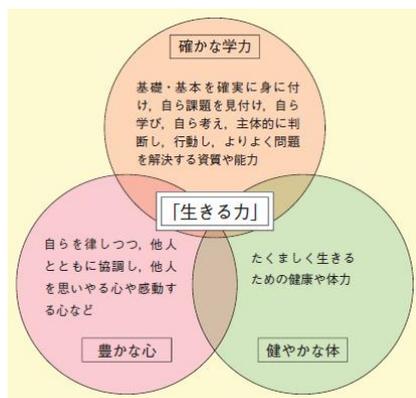
【出典】文部科学省ホームページ「新学習指導要領の基本的な考え方」

文部科学省「平成 23 年度 文部科学白書」

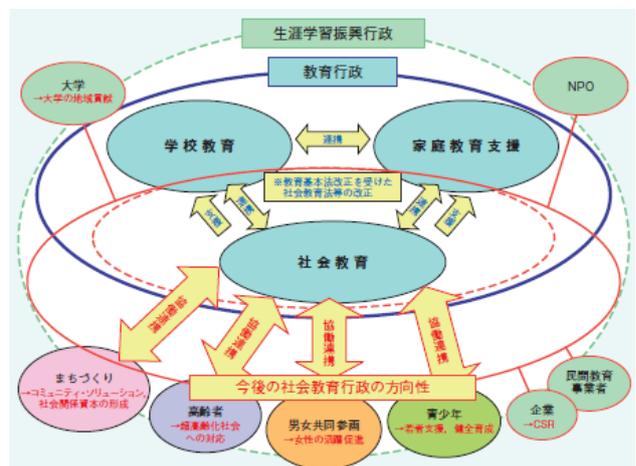
○家庭・地域教育、生涯教育・社会教育の重要性

- ・学校教育だけでなく、家庭および地域における教育も重要な課題です。家庭教育については、これまで各家庭の問題として扱われてきましたが、家庭の教育の場としての機能低下が懸念される中で、教育の分野の課題として取り上げられるようになっていきます。一方、多様な人たちとのコミュニケーションやさまざまな体験を通じた地域における教育については、子供達の社会的能力の向上を目的としてその役割が期待されています。
- ・一方、社会教育行政には、地域コミュニティの変質や、多様な主体による社会教育事業の展開などを背景に、地域住民同士の相互学習の環境を醸成する役割が強く求められています。公民館等の社会教育施設において講座等を自ら行おうとする従来の「自前主義」から脱却し、教育行政から飛び出して、「まちづくり」、「超高齢化社会への対応」、「女性の活躍促進」、「若者支援、青少年の健全育成」といった地域の総合的な課題に対応するため、首長部局・大学等・民間団体等・企業など地域の多様な主体とも積極的かつ効果的に連携・協働を進めていく「ネットワーク型行政の一層の推進」が強く必要とされています。

【出典】文部科学省「平成 24 年度 文部科学白書」



図：学習指導要領の理念
（出典：文部科学省「平成 23 年度 文部科学白書」）



図：今後の社会教育行政の再構築のイメージ図
（出典：文部科学省「平成 24 年度 文部科学白書」）

7. 経済

○震災以後の景気動向

- ・日本経済は、東日本大震災や欧州政府債務危機などの影響により厳しい状況となりましたが、復興需要や政策効果により個人消費の増加等により景気は回復傾向にあり、輸入量も回復しています。しかし、輸出はリーマンショック以降激減し、他の先進国がリーマンショック前の水準まで回復する中で、我が国は依然として9割以下にとどまっており、貿易赤字が生じています。輸出量の回復が遅れている背景には、これまでの円高とデフレの悪循環の懸念の中で、企業の海外進出による産業空洞化が進んだこと、輸出相手国の景気低迷、その他、タイの洪水などの一時的な影響があるといわれています。

【出典】内閣府「平成24年度版 年次経済財政報告—日本経済の復興から発展的創造へ—」

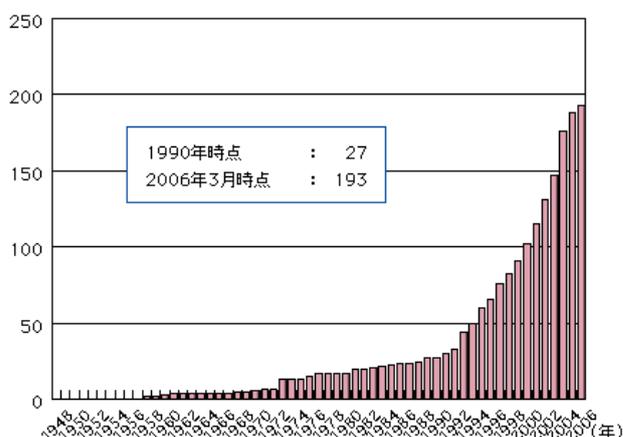
○経済連携

- ・国際経済環境の変化や開発戦略の変化により、世界各国で経済連携の動きが加速しており、平成18年（2006年）の時点で世界貿易機関（WTO）に通報されている地域貿易協定の件数は193件となっています。「新成長戦略」において、我が国においても、市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携を深化させ、貿易・投資環境を高めていくことが我が国の成長と発展基盤を再構築において重要であるとしています。環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）についても、参加国の増加によりその重要性が増してきたことや、国際経済の中で力を維持し発展させていく必要から、平成23年（2011年）3月に安倍首相が交渉への参加を表明し、本格的な交渉が始まっています。

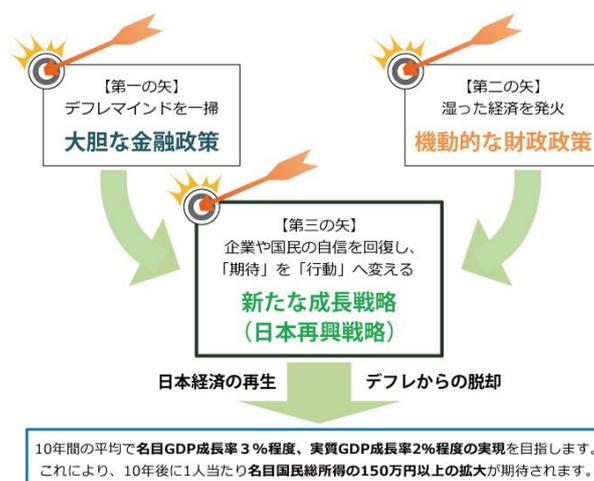
○国の経済政策

- ・安倍政権は、日本経済の再生に向け、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を、「3本の矢」として同時展開しています。このうちの3本目の矢である、成長戦略、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」が平成25年（2013年）6月、閣議決定されました。10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度をめざすものとなっています。

【出典】首相官邸「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(H25.6 閣議決定)



(資料) WTO Webサイトから作成。



図：地域連携の（出典）経済産業省「平成19年度版 通商白書」

図：「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」
（出典）首相官邸ホームページ

○経済環境と雇用問題

- ・景気の回復は見られるものの、消費者や労働者の生活の改善までその効果が及んではいない、未だに日本の雇用状況は厳しい状況が続いています。正社員以外の労働者が大幅に増加するなど、雇用形態の多様化が進んでおり、それによる経済格差など多様な問題が生まれています。これらの雇用問題への対応として、平成 25 年（2013 年）3 月に厚生労働省が公表した「成長のための労働政策」では、雇用維持型から労働移動支援型へのシフト、正規・非正規の「二極化」した働き方から「多元的」な働き方へのシフト、若者の安定雇用の実現、女性が活躍する社会の実現などを掲げています。

【出典】厚生労働省「成長のための労働政策」

8. 地域コミュニティ

○地域コミュニティの重要性の再認識

- ・社会構造の変化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティを担う人材不足や高齢化、住民意識の希薄化が起き、自治会をはじめとする地域コミュニティの崩壊が問題視されています。一方で、東日本大震災を経験したことをきっかけに、いざという時の地域コミュニティの重要性が再認識されました。今後はさらなる少子高齢化の進展などの社会状況の変化に対応するために、災害時の対応などをはじめとした地域の様々な問題について、地域で解決していくことが求められます。
- ・地域の問題は多様で複雑であり、地域に関わる様々な主体との調整が必要となることから、住民をはじめ、自治会や地区社会協議会、民生委員・児童委員、PTA、消防団などの地域に根ざした団体から、NPO やボランティアなどのテーマに特化して活動している団体等の連携を促進していくことが重要となります。また、地域の活動を支える人材の育成も重要となっています。ライフスタイルの多様化や定年退職も働き続ける人の増加などが進む中で、様々な年齢階層が参加しやすい仕組みづくりが求められます。自治体には、地域コミュニティの様々な主体が力を発揮できるような環境を整備するとともに、自らも積極的に地域コミュニティとの協働を進めることで、持続可能な地域社会を形成する役割が求められます。

9. 地域経営・行財政

○地方分権の推進

- ・平成 12 年（2000 年）の地方分権一括法の施行以降、地方分権が進められてきました。平成 18 年（2006 年）の地方分権改革推進法の制定を受けて地方分権改革推進委員会が設置され、4 度にわたる勧告が提出されました。そこでは、「地方が主役の国づくり」を目指し、条例制定権の拡大や国の出先機関の見直しなど、国と地方の役割分担の見直しが示されています。
- ・平成 21 年（2009 年）には、地域のことは地域に住む住民が責任をもって決める「地域主権」の確立を目指し、内閣府に地域主権戦略会議が設置されました。同年、閣議決定された地方分権改革推進計画では、施設・公物設置管理の基準の見直し、協議、同意、許可・認可・承認の見直し、計画の策定及びその手続の見直し等、地方公共団体に対する国等による事務の

処理又はその方法の義務付けの見直しのほか、国と地方の協議の場や地域主権戦略会議の法制化について盛り込まれています。また平成 22 年には、地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進といった内容が盛り込まれました。

- ・政権交代後も地域主権の流れに変更はなく、義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大により、各自治体で必要と判断される条例については、全ての自治体で制定されており、地域独自のサービス提供が進められています。また、道州制については、「道州制基本法案（骨子案）」が政府によって平成 24 年（2012 年）に提出され、現在議論が進められています。また、地域の歳入確保のための課税自主権の拡大も行われています。一方、過去の政権で出された一括交付金化については、国の財政難等を背景に平成 25 年度（2013 年度）予算から廃止する方針が決まり、地方分権に逆行しているなどの批判もされています。

○地域力の向上・地方再生への取り組み

- ・成長戦略「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」では、日本に多く存在する中小企業・小規模事業者や地域に広がるヒト、モノ、コミュニティといった経営資源は日本の製造業と付加価値の高いサービス産業の源泉であり、世界の誇るべき産業基盤であるとしています。日本経済の再生にむけて、これらの地域にある資源を元気にする地域活性化の観点から見た成長戦略を構築することを目的に、平成 25 年（2013 年）2 月に「地域の元気創造本部」が総務省に設置されました。地域の資源と資金を結びつけることで、業を起し雇用を創出する「地域経済のイノベーション」の創出や、分散型エネルギーや行政データのオープン化等の民間活力の土台となるインフラの整備が掲げられています。

【出典】総務省ホームページ

○社会起業家、市民や民間セクターによる地域づくり

- ・地域課題が多様化する中、地域課題をビジネスにより解決し、社会貢献・地域貢献しようとする社会起業家が現れ、その活動を支援する機運も高まっています。「市民風車」の例に見られるように、市民自らが資金を拠出して「市民ファンド」を創設し、社会起業家へ資金提供を行う取り組みや、多様なファイナンス手法を活用した「まちづくり会社」による中心市街地の再生の取り組みなどがあります。また、自治体が発行する住民参加型市場公募地方債（ミニ公募債）は、H24 年度は全国で 1962.6 億円の発行が予定されています。市民や民間セクターの資金により、まちづくりを進めていく手法が広がりを見せています。

○財政危機の現状

- ・我が国の財政は、歳出面では高齢化の進展により社会保障費が一貫して増加する一方、歳入面では景気の低迷や累次の減税政策により税収が低迷していることから、歳出と税収の乖離が大きく、その結果、多額の公債発行で歳入の不足分を賄う状況に陥り政府債務残高の累増をもたらす構造的な課題を抱えています。これは、将来世代に負担を押し付け、現世代の社会保障制度を支えるという構造になっており、継続的かつ安定的な財政や社会保障制度の運営として厳しい状況にあります。国及び地方の長期債務残高は平成 24 年度（2012 年度）末

において約 942 兆円に達する見込みで、平成 25 年度（2013 年度）政府予算案に基づく平成 25 年度（2013 年度）末には、さらに約 35 兆円増え、約 977 兆円にまで膨らむ見通しとなっています。対国内総生産（GDP）比では 224.3%に達し、イタリアの 129.6%、米国の 113.0%を上回り、先進国で最悪の水準となっています。

【出典】財務省主計局「我が国の財政事情」（平成25年度予算政府案）（平成 25 年 1 月発表資料）

(単位:兆円)

	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績見込>	平成25年度末 (2013年度末) <政府案>
国	242程度	390程度	493程度	573程度 (568程度)	621程度 (613程度)	662程度 (645程度)	694程度 (685程度)	741程度 (729程度)	777程度 (757程度)
普通国債 残高	193程度	295程度	457程度	546程度 (541程度)	594程度 (586程度)	636程度 (619程度)	670程度 (660程度)	713程度 (701程度)	750程度 (730程度)
対GDP比	39.9%	57.8%	91.1%	112% (110%)	125% (124%)	133% (129%)	142% (140%)	150% (148%)	154% (150%)
地方	91程度	163程度	198程度	197程度	199程度	200程度	200程度	201程度	201程度
対GDP比	19%	32%	40%	40%	42%	42%	42%	42%	41%
国・地方 合計	333程度	553程度	692程度	770程度 (765程度)	820程度 (812程度)	862程度 (845程度)	895程度 (885程度)	942程度 (930程度)	977程度 (957程度)
対GDP比	69%	108%	138%	157% (156%)	173% (171%)	179% (176%)	189% (187%)	198% (196%)	200% (196%)

(注1) GDPは、平成23年度までは実績値、24年度は実績見込み、25年度は政府見通しによる。
(注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を普通国債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:11.2兆円、平成25年度末:12.2兆円)。
(注3) 平成20～23年度末の()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成24年度末、25年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
(注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同会計の借入金残高は全額地方負担分(平成25年度末で33兆円程度)である。
(注5) 平成24年以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。
(注6) このほか、平成25年度末の財政投融资特別会計国債残高は105兆円程度。

図: 国及び地方の長期債務残高

(出典: 財務省主計局「我が国の財政事情」（平成25年度予算政府案）（平成 25 年 1 月発表資料）

10. 情報通信技術（ICT）

○情報通信技術（ICT）の普及と対応

- インターネットにより、誰もが必要とする知識や情報を瞬時に得るとともに発信することが可能となり、これまでは情報の差から政府や企業でしか出来なかった活動が個人や市民団体でも可能となって、その中で立場の異なる人々や多くの情報とつながりイノベーションが起こる時代になっています。特に近年は、携帯電話に代わり、スマートフォンが普及してきており、場所にとらわれず、双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になってきています。このような、情報通信技術（ICT）が当たり前の時代において、我が国企業が他国と比べて劣後しないよう、徹底した規制・制度改革を行うことが求められています。また、これらの情報化の進展は行政サービスにも影響を与えつつあり、インターネット上で各種の行政手続きが可能となる電子行政サービスの構築や公共データの民間開放が掲げられています。しかし一方で、情報にアクセス出来る人と出来ない人との間に情報格差や個人情報の漏洩やインターネットを通じたいじめ、犯罪などの新たな問題も発生しています。個人情報の扱いやサイバーセキュリティの徹底が課題となっている。

○コミュニケーションツールとしての情報通信技術（ICT）の可能性

- ・情報通信基盤が広く普及されているとともに、コミュニケーションツールとしての有効活用も期待されています。平成 22 年以降になり、SNS などのソーシャルメディアが本格的に普及したことで、情報通信技術（ICT）は社会基盤として確立してきています。このような時代において、情報通信技術（ICT）は、単なる情報ネットワークではなく、人間の知的活動を総合的なサポートや人間と人間の協働（コラボレーション）をサポートするものであり、情報通信技術（ICT）を活用してよりオープンな「場」をつくり、多様な関係者とともに新しい価値を継続的に生み出せるかどうか、成功のカギを握っている。

【出典】総務省「平成 22 年版 情報通信白書」